

様式第1号 別紙1

松茂町わくわく移住支援事業補助金の交付申請に関する誓約事項

- 1 松茂町わくわく移住支援事業補助金に関する報告及び立入調査について、松茂町から求められた場合には、それに応じます。
- 2 次の場合には、松茂町わくわく移住支援事業補助金交付要綱に基づき、補助金の全額又は半額を返還します。
  - (1) 補助金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
  - (2) 補助金の申請日から3年未満に松茂町外に転出した場合：全額
  - (3) 補助金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
  - (4) 創業支援事業に係る交付決定を取り消された場合：全額
  - (5) 補助金の申請日から3年以上5年以内に松茂町外に転出した場合：半額

## 様式第1号 別紙2

### 松茂町わくわく移住支援事業補助金に係る個人情報の取扱い

徳島県及び松茂町は、松茂町わくわく移住支援事業補助金の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、徳島県及び松茂町は、当該個人情報について、徳島県及び県内市町村並びに全国で地方創生推進交付金（移住・起業・就業タイプ）を活用して実施する移住支援事業の円滑な実施や、当該事業の国への報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。